

別紙 4

「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」（平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 21 号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

>

改 正 後	改 正 前
(略)	(略)
(別添)	(別添)
水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン
平成16年 3 月 (最終改正令和 5 年 3 月)	平成16年 3 月 (最終改正令和 2 年 3 月)
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
目次	目次
(中略)	(中略)
改正履歴	改正履歴
平成18年3月30日 健水発第0330001号	平成18年3月30日 健水発第0330001号
平成19年3月30日 健水発第0330001号	平成19年3月30日 健水発第0330001号
平成19年11月15日 健水発第1115002号	平成19年11月15日 健水発第1115002号
平成21年3月6日 健水発第0306002号	平成21年3月6日 健水発第0306002号
平成22年2月17日 健水発0217第 1 号	平成22年2月17日 健水発0217第 1 号
平成23年1月28日 健水発0128第 2 号	平成23年1月28日 健水発0128第 2 号
平成24年 2 月28日 健水発0228第 1 号	平成24年 2 月28日 健水発0228第 1 号
平成26年 3 月31日 健水発0331第 6 号	平成26年 3 月31日 健水発0331第 6 号
平成27年 3 月31日 健水発0331第 6 号	平成27年 3 月31日 健水発0331第 6 号
平成29年 3 月28日 生食水発0328第 1 号	平成29年 3 月28日 生食水発0328第 1 号
令和 2 年 3 月30日 薬生水発0330第 1 号	令和 2 年 3 月30日 薬生水発0330第 1 号
<u>令和 5 年 3 月24日 薬生水発0324第 1 号</u>	(新規)
1 (略)	1 (略)
2 水道用薬品の評価について	2 水道用薬品の評価について

「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年厚生省令第15号)の第1条第16号において、浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等(以下「水道用薬品」という。)により水に付加される物質は、同省令別表第1の上欄に掲げる事項(以下「評価項目」という。表1では左欄に相当。)につき、同表の下欄に掲げる基準(以下「評価基準」という。表1では右欄に相当。)に適合することとされているが、適合を評価する方法は、水道事業者等が合理的、客観的な判断に基づき、自らの責任で選択し、採用する必要がある。

本ガイドラインは、評価を行うための標準的な試験方法の例を示したものであり、その手順の概要は以下のとおりである。

①水道用薬品の最大注入率を設定する(以下、「設定最大注入率」という。)

②最大注入率における、水道用薬品から付加される各評価項目の濃度等を確定する。

③水道用薬品が各評価項目について評価基準を満たすかどうかを確認する。

なお、試験方法及び試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」(平成24年9月6日付け健水発0906第1～4号厚生労働省健康局水道課長通知)(最終改正：平成29年10月18日付け薬生水発1018第1～4号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。

全般として、留意すべき事項は以下に掲げるとおりである。

(1)～(5) (略)

3～6 (略)

7 各評価項目ごとの試験方法等

7.1 各評価項目ごとの試験方法
(略)

「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年厚生省令第15号)の第1条第16号において、浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等(以下「水道用薬品」という。)により水に付加される物質は、同省令別表第1の上欄に掲げる事項(以下「評価項目」という。表1では左欄に相当。)につき、同表の下欄に掲げる基準(以下「評価基準」という。表1では右欄に相当。)に適合することとされているが、適合を評価する方法は、水道事業者等が合理的、客観的な判断に基づき、自らの責任で選択し、採用する必要がある。

本ガイドラインは、評価を行うための標準的な試験方法の例を示したものであり、その手順の概要は以下のとおりである。

①水道用薬品の最大注入率を設定する(以下、「設定最大注入率」という。)

②最大注入率における、水道用薬品から付加される各評価項目の濃度等を確定する。

③水道用薬品が各評価項目について評価基準を満たすかどうかを確認する。

なお、試験方法及び試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」(平成24年9月6日付け健水発0906第1～4号厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。

全般として、留意すべき事項は以下に掲げるとおりである。

(1)～(5) (略)

3～6 (略)

7 各評価項目ごとの試験方法等

7.1 各評価項目ごとの試験方法
(略)

表2 各評価項目ごとの試験方法一覧

項目	試験方法	告示・通知
(略)	(略)	(略)
塩素酸	イオンクロマトグラフ法又は液体クロマトグラフー質量分析法	同上
(略)	(略)	(略)
陰イオン界面活性剤	固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法又は液体クロマトグラフー質量分析法	同上
(略)	(略)	(略)

7.2 (略)
 別添方法1～3 (略)
 参考資料 (略)

表2 各評価項目ごとの試験方法一覧

項目	試験方法	告示・通知
(略)	(略)	(略)
塩素酸	イオンクロマトグラフ法	同上
(略)	(略)	(略)
陰イオン界面活性剤	固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法	同上
(略)	(略)	(略)

7.2 (略)
 別添方法1～3 (略)
 参考資料 (略)